

建築士法の改正に伴う建築士資格に係る実務経験の対象実務に関する Q&A（大学向け）

2020 年 3 月  
日本建築学会

Q1：実務経歴証明書の証明者について、学長又は学部長・研究科長でなくてはならないのはなぜか。（学科長又は専攻長が証明者となることはできないのか。）

A1：実務経歴証明書の証明者については、実務経験に係る見直し方針（平成 30 年 12 月 5 日 建築士資格に係る実務経験のあり方検討会）において、「学校の場合は校長又は学部長」とされていることによります。なお、実務経験に係る修得単位証明書（インターンシップ及び関連科目）については、従来通りの学科長又は専攻長等の証明でも構いません。

Q2：大学院におけるインターンシップと研究を併用する場合、それぞれの建築実務経験期間を重複させることはできないのか。

A2：大学院におけるインターンシップと研究を併用する場合、それぞれの建築実務経験期間を重複させることはできません。なお、実務経歴証明書において各大学が証明した内容については、各大学において適切に説明できるよう、今後の各申請者のインターンシップや研究に関する記録等を保存しておくことを推奨します。

Q3：「建築物に係る研究」の成果物となる査読論文は、主著者だけでなく共著者のものでも良いか。

A3：「建築物に係る研究」の成果物となる査読論文は、共著のものでも差し支えありません。

Q4：「建築物に係る研究期間証明書」の証明者について、論文を単著で執筆した場合は執筆者本人になっても差し支えないか。

A4：「建築物に関わる研究期間証明書」については、あくまでも、大学等が実務経歴証明書を作成するための参考資料として必要に応じて作成するものであり、その証明者については、指導教員や共同研究者等の研究期間を証明できる第三者が不在等のやむを得ない場合には、執筆者本人となっても問題ありません。

問い合わせ先：日本建築学会 事務局 編集グループ 内野 uchino@aij.or.jp